

「廃棄物処理施設技術管理者」資格取得条件として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）は、「廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること」を目的として設置された環境省が所管する法律である。廃掃法では、廃棄物処理施設を適正に維持管理するため、廃棄物処理施設技術管理者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（環境省令）第 17 条に示された資格を有する者の中から選任することになっている。

なお、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環 96 号」（平成 12 年 12 月 28 日）において、『技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習等を修了することが望ましいものであること。』と示され、（一財）日本環境衛生センターの講習を受講するよう求めている。

廃棄物処理施設技術管理者は、廃棄物諸施設に設置が義務づけられており、廃棄物処理施設の数、平成 28 年 4 月現在、以下の通りとなっている。

- ・中間処理施設数 18,726 件（対前年 64 件増）
- ・最終処分場数 1,803 件（対前年 24 件減）

2) 要望事項

「廃棄物処理施設技術管理者」となるための資格として、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）に加えて、技術士（環境部門）を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

廃棄物処理施設技術管理者講習と技術士二次試験（環境部門）の試験内容はベースとなる事項では通底する事項が多く、技術士（環境部門）の登録者は、廃棄物処理施設技術管理者講習と共通した基礎知識を有しているといえる。少なくとも経験が不要とされる技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）と比べても遜色ない。したがって、技術士（環境部門）の登録者については、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）の登録者と同様に、実務に従事した経験を必要としない資格として、環境省令で定める資格のひとつに加えることは妥当であると考えられる。

3. 試験実施期間 : 一般財団法人 日本環境衛生センター

TEL : 044 (288) 4896 FAX : 044 (299) 2294